

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月17日(月) 午後6時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員

1番 白澤 禎一	2番 松野 恒男	3番 鈴木 浩孝
4番 赤塚 高石	5番 岸間 千乃	6番 安田 博俊
7番 伊藤 真人	8番 大箸千賀子	9番 榊原 茂
10番 鈴木 敏一	11番 河島 直明	12番 田中 昌孝
13番 平井 俊治	14番 新村 隆	15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司	17番 栗倉 高利	18番 石野 計美
19番 竹森 公彦		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の氏名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第21号 事業計画変更承認申請について(全部承継)
 - 議案第22号 農地法第5条の規定による許可について
 - 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】
 - 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】
 - 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第23号 農業用施設証明について
 - 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第25号 農地法第4条の規定による許可取消願いについて
 - 報告第26号 農地法第5条の規定による許可取消願いについて
- 6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 櫻井主査 水野主査 藤森主任 山際主任

7 議 事

会 長)

昨日、今日と浜松市で最高気温を観測いたしました。暑い中での作業後となりますが、よろしくご審議お願いいたします。

また、先日の第1回農業委員会を欠席されました竹森委員が出席しておりますので、ひと言ごあいさつをお願いしたいと思います。

19番 竹森委員)

静岡産業大学からの推薦で委員を務めます教授の竹森です。中立委員として2期目を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長)

それでは、ただいまから8月定例会を開会いたします。現在、3番の鈴木浩孝委員と13番の平井俊治委員が遅れていますが欠席の連絡はいただいておりません。在任委員19名中17名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番 赤塚 高石委員、5番 岸間 千乃委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の水野さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書6ページ、議案第22号「農地法5条の規定による許可について」整理番号10番の譲受人の氏名ですが「 」を「 」に訂正をお願いします。

訂正は、以上です。申し訳ありませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。最初に事務局より農地法3条の説明を求めます。なお、本審議案件の整理番号2番につきまして、議席番号 番の 委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、農地法説明後に退席をお願いいたします。

事 務 局)

農地法第3条では、耕作目的で、農地を買ったり、売ったりする場合に許可が必要となり、農業委員会では、受け手が、農地を効率的に利用、営農できるかを審査するものです。

(退席確認)

議 長)

それでは、整理番号2番につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号2番、福田地区、申請地「南島■■■■」、地目田、面積■■■■㎡外■■■■筆、合計■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、南島■■■■、■■■■、譲受人は、南島■■■■、■■■■、■■■■、借入地■■■■㎡です。

譲受人は、■■■■を中心に営農を行う、認定農業者及び農地所有適格法人です。借入地に隣接する当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり■■■■円、総額■■■■円です。取得後も、■■■■を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号2番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、整理番号2番は、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

続きまして、整理番号2番を除く案件を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

整理番号1番、北部地区、申請地「見付■■■■」、地目畑、面積■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、見付■■■■、■■■■、譲受人は、見付■■■■、■■■■外■■■■名、自作地■■■■㎡、借入地■■■■㎡です。

譲受人は、主に■■■■を営む認定農業者です。自宅及び■■■■近傍の当地を譲り受け、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。売買価格は令和■■年■■月に申請地西側の■■■■等の敷地を購入した時と同等の、10a当たり約■■■■円、総額■■■■円です。取得後は、飼料用とうもろこしを栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書2ページをご覧ください。

次に、整理番号3番、豊田地区、申請地「小立野■■■■■」、地目畑、面積■■■m²外■■■筆、合計面積■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、小立野■■■■■、■■■■■、譲受人は、小立野■■■■■、■■■■■、自作地■■■m²です。

譲受人は、■■■■■を中心に営農を行う専業農家です。自宅近傍及び自作地隣接の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。売買価格は、申請地は市街化区域内の農地であるため、10a当たり■■■■■円、総額■■■■■円です。取得後は、■■■■■を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

整理番号4番、豊岡地区、申請地「上野部■■■■■」、地目畑、面積■■■m²外■■■筆、合計面積■■■m²です。

売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、神奈川県横浜市■■■■■、■■■■■、譲受人は、上野部■■■■■、■■■■■、自作地■■■m²、借入地■■■m²です。

譲受人は、■■■■■を中心に営農を行う専業農家です。自宅近接及び近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり■■■■■円、総額■■■■■円です。取得後は、■■■■■を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、整理番号2番以外を許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第21号「事業計画変更承認申請について(全部承継)」は、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」整理番号9番と関連があり、同時に審議する必要があるため、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」で併せて議案として上程します。

先ず、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

農地法第5条は、農地の売買や貸借によって、農地所有者以外が農地以外の目的に転用する場合に許可が必要となり、農業委員会では転用内容の妥当性、周辺農地への影響等を審査することになります。

なお、今回は申請がありませんが、農地法第4条は、農地所有者自身が、農地以外の目的に転用する場合の許可となります。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにしようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、東部地区、申請地「大立野■■■■■」、地目畑、面積■■■■m²外■■■■筆、合計■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、大立野■■■■■、■■■■■、譲受人は、大立野■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、普通車■■■■台分の事業用車両置き場です。

申請人は、申請地■■■■側■■■■mに主たる事務所を置き、■■■■■法人です。現在は事務所敷地内を事業用車両置き場として利用していますが、需要の増加に伴い車両、代車等の置き場が不足しており、車両置き場敷地を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

車両置き場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透、余剰分は西側及び南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出し、これは集落に接続している土地での転用に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、西南地区、「中野■■■■■」、地目畑、面積■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、中野■■■■■、■■■■■、譲受人は、南田■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、■■■■tダンプ■■■■台分の事業用駐車場で、碎石敷きです。

申請人は、申請地の■■■■側■■■■mに本店住所を置き、■■■■■法人です。現在、本店敷地内及び近傍に普通車■■■■台分の駐車場を確保していますが、■■■■tダンプ■■■■台を本店敷地内に置く専用スペースがなく、やむを得ず縦列で駐車しています。作業を行うたびに車両の移動を行う必要があり、業務に支障が出ていることから、車両置き場敷地を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号3番、竜洋地区、申請地「掛塚■■■■■」、地目畑、面積■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、掛塚■■■■■、■■■■■、譲受人は、浜松市中区■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、■■■■w太陽光パネル■■■■枚を設置し、発電能力■■■■kw、設置面積■■■■m²、普通車■■■■台分の管理用駐車場の太陽光発電施設で、防草シート敷きです。

申請人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、今後の生活の安定のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及びコンクリートプロ

ックで囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。雑草が生えた場合は、申請人が年3回程度、草刈りを実施する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号4番、竜洋地区、申請地「掛塚■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、掛塚■■■■■、■■■■■、譲受人は、整理番号■■番と同じ、■■■■■、転用目的は、■■■■■w太陽光パネル■■■■■枚を設置し、発電能力■■■■■kw、設置面積■■■■■m²、普通車■■■■■台分の管理用駐車場の太陽光発電施設で、防草シート敷きです。

申請人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、今後の生活の安定のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及びコンクリートブロックで囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。雑草が生えた場合は、申請人が年3回程度、草刈りを実施する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号5番、竜洋地区、申請地「掛塚■■■■■」、地目田、面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、静岡市駿河区■■■■■、■■■■■外■■名、譲受人は、静岡市葵区■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、■■■■■w太陽光パネル■■■■■枚を設置し、発電能力■■■■■kw、設置面積■■■■■m²の太陽光発電施設で、防草シート敷きです。

申請人は、静岡市内に本店住所を置き、■■■■■法人です。事業の規模拡大のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲を波板トタン及び土堰堤で囲い、雨水は、申請地内の地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。雑草が生えた場合は、事業者が年数回、草刈りを実施する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番、竜洋地区、「豊岡■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、浜松市西区■■■■■、■■■■■、譲受人は、豊岡■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、普通車■■■■■台分の自己用駐車場、普通車■■■■■台分の従業員用駐車場、普通車■■■■■台分の来客用駐車場で、コンクリート及び砕石敷きです。

申請人は、申請地西側隣接地で食品販売業を営んでいます。現在、普通車■■■■■台分の自己用駐車場を確保していますが、自己用、従業員用及び来客用として普通車■■■■■台分が不足していることから、駐車場敷地を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透及び東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんから、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番 豊田地区、申請地「高見丘 []」、地目畑、面積 []m²です。使用貸借による権利設定の案件です。使用貸人は、匂坂新 []、[]、使用借人は、三ヶ野台 []、[]外 []名、転用目的は、分家住宅 []棟 []m²、物置 []棟 []m²です。

申請人は、市内の賃貸住宅に家族で居住しています。家財道具も増え、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したく、父に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんから、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、父の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号8番 豊田地区、申請地「一言 []」、地目畑、面積 []m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、一言 []、[]、譲受人は、池田 []、[]、[]、[]、[]、[]、転用目的は、分家住宅 []棟 []m²、車庫 []棟 []m²です。

申請人は、市内の賃貸住宅に家族で居住しています。家財道具も増え、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したく、父等に相談しましたが、すべての所有地が都市計画法等に適合せず、分家住宅が建築できませんでした。この場合、他人の農地と交換した土地を、例外的に分家住宅の敷地とすることが可能であり、譲渡者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんから、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号9番、豊田地区につきましては、議案第21号「事業計画変更承認について（全部承継）」の整理番号1番、豊田地区と併せて説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

議案第21号「事業計画変更承認について（全部承継）」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおりあったので承認を求める。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番 豊田地区、申請地は、当初「赤池 []」地目畑、面積 []m²外 []筆、合計 []m²、変更後「赤池 []」地目畑、面積 []m²外 []筆、合計 []m²です。面積が減少している理由は「赤池 []」は、当初面積 []m²でしたが、許可後に公衆用道路及び水路敷地として分筆されたため、変更后面積が []m²になったものです。「赤池 []」も、当初面積 []m²でしたが、許可後に公衆用道路敷地として分筆され

たため、変更後面積が■■■㎡になり、合計で■■■㎡減少したものです。

当初申請人は、赤池■■■、■■■外■名、申請時の住所は浜松市遠州浜■■■です。転用目的は、自己用住宅、転用事情は、昭和■■■年に自己用住宅の目的で転用許可を受けた後、諸般の事情（申請地以外に建築）により計画を断念したものです。変更後の譲受人は、赤池■■■、■■■外■名、転用目的は自己用住宅■棟■■■㎡、カーポート■棟■■■㎡、転用事情は、次の5条の方で説明します。

議案書6ページ、整理番号9番をご覧ください。

使用貸人は、赤池■■■、■■■外■名、使用借人は、赤池■■■、■■■外■名、転用目的は、自己用住宅■棟■■■㎡、カーポート■棟■■■㎡で、用悪水路■■■㎡併用です。

都市計画法の適用は、「既存集落内の宅地の利用」いわゆる既存宅の利用、「官地の払い下げによるやむを得ない敷地の拡張」及び「敷地の特例措置」で、計画変更同時申請です。使用貸借による権利設定の案件です。

申請人は、市内の自己用住宅に親子で居住していますが、住宅の老朽化に伴い、自己用住宅を建築したく、両親に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに東側排水路に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね700m以内にJR豊田町駅があり、その面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

また、事業計画変更承認申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、または、それ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件から、承認相当、5条申請につきましても、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番 豊岡地区、申請地「上神増■■■」、地目畑、面積■■■㎡外■筆、合計面積■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、上神増■■■、■■■外■名、譲受人は、浜松市浜北区■■■、■■■、転用目的は、自己用住宅■棟■■■㎡、宅地■■■㎡併用です。都市計画法の適用は、「敷地の特例措置」及び「指定大規模既存集落内の自己用住宅」で、この制度は、旧豊岡村に概ね10年間居住していた者が、要件を満たせば、旧豊岡村の指定された区域内の土地を取得し、自己用住宅等を建築できるというものです。

申請人は、浜松市内の賃貸住宅に家族で居住しています。家財道具も増え、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、東側市道埋設の下水道に放流、雨水は、東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号11番、豊岡地区、「上神増■■■」、地目畑、面積■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。申請人は、上野部■■■、■■■、譲受人は、上神増■■■、■■■、転用目的は、普通車■■■台分の自己用駐車場、普通車■■■台分の来客用駐車場で、砕石敷き、宅地■■■㎡併用で、敷地には普通車■■■台分の既存自己用駐車場及び既存住宅■棟があります。

申請人は、申請地北側隣接地に、家族で居住しています。普通車■■■台分を駐車する場所が不足していることから、駐車場敷地を確保したく、母に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号12番、豊岡地区、申請地「大平[]」、地目畑、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。賃借権の設定案件です。賃貸人は、大平[]、[]、譲受人は、東京都品川区[]、[]、転用目的は、[]w太陽光パネル[]枚を設置し、発電能力[]kw、設置面積[]m²、普通車[]台分の管理用駐車場、調整池[]m²の太陽光発電施設で、防草シート敷きです。

申請人は、東京都品川区に本店住所を置き、[]法人です。事業の規模拡大のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

[]番 []委員)

整理番号3番ですが、耕作管理が難しい農地との説明で、図面では三方農地。ここは周辺に太陽光発電施設が既に設置されている地区になるのか。

事 務 局)

現在は、周辺に太陽光発電施設は設置されていません。

[]番 []委員)

今後、この周辺で太陽光発電施設が設置される可能性はあるのか。

事 務 局)

白地の3種農地となっていますので、太陽光の経済産業省等の条件が整えば申請が出てくることも考えられます。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。最初に議案第 21 号「事業計画変更承認申請について(全部承継)」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、■番の■委員、■番の■委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(■委員、■委員 退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和 2 年 8 月 17 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分、土地の所在「東新屋■」、登記簿、現況地目ともに田、面積■㎡外■筆、合計■㎡です。内訳は、田■筆■㎡、畑■筆■㎡です。貸付人は、浜松市中区■、■外■名、借受人は、静岡市葵区■、■です。

今回の利用権設定の案件のうち、■からの契約切替が■筆■㎡、利用権相対からの契約切替が■筆■㎡、新規の利用権設定の計画が■筆■㎡です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、平成 31 年 1 月 1 日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(■■■ 委員 入室確認)

次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきましても、■■■番 ■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により議事参与ができませんので、引き続き退席となっています。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書8ページをご覧ください。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分、土地の所在「小島■■■」、登記簿、現況地目ともに田、面積■■■㎡外■■■筆、すべて地目田、合計面積は■■■㎡です。

移転をする者は、袋井市方丈■■■、■■■、移転を受ける者は、小島■■■、■■■外■■■名です。

すべて、遠州中央農業協同組合の転貸分です。借受人の事情等により、耕作者の変更を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第20号から報告第26号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書9ページから11ページをご覧ください。

報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地「見付■■■」、地目畑、面積■■■㎡外■■■筆、合計■■■㎡です。被相続人は、見付■■■、■■■、相続人は、見付■■■、■■■を含め、■■■件の相続の届出

を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、西南地区、届出地「豊島■■■■■」、地目 田、面積■■■■■m²、届出者は、豊島■■■■■、■■■■■、転用目的は、駐車場を含め■■■■■件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書14ページから16ページをご覧ください。

報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地「見付■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。譲渡人は、見付■■■■■、■■■■■、譲受人は、浜松市東区■■■■■、■■■■■、転用目的は、宅地分譲を含め、所有権移転の案件■■■■■件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書17ページをご覧ください。

報告第23号「農業用施設証明について」、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づき証明するので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、願出地「匂坂新■■■■■」の一部、地目畑、面積■■■■■m²のうち■■■■■m²です。願出人は、匂坂新■■■■■、■■■■■、転用目的は、農業用倉庫■■■■■棟■■■■■m²を含め■■■■■件の証明願が提出されましたので、報告いたします。

議案書18ページから45ページをご覧ください。

報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、土地の所在「大久保■■■■■」の一部、地目畑、面積■■■■■m²のうち■■■■■m²です。貸貸人は、大久保■■■■■、■■■■■、賃借人は、大久保■■■■■、■■■■■、耕作者変更のための解約を含め、■■■■■件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議案書の46ページをご覧ください。

報告第25号「農地法第4条の規定による受理取消願について」、このことについて、農地法第4条の規定による受理取消の願出を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、西南地区、届出地「上岡田 []」の一部、地目田、面積 []㎡のうち []㎡外 []筆、合計面積 []㎡です。願出人は、上岡田 []、 []、令和 []年 []月に共同住宅敷地として受理を受けた後、併用地として同時に5条で受理を受けた申請を取り下げることになったため、また、本申請の当初届出時と、権利の種類を変更したため、受理取消願が提出されましたので報告いたします。

議案書の47ページをご覧ください。

報告第26号「農地法第5条の規定による受理取消願について」、このことについて、農地法第5条の規定による受理取消の願出を受理したので報告する。

令和2年8月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、西南地区、届出地「上岡田 []」の一部、地目畑、面積 []㎡のうち []㎡です。譲渡人は、今之浦四丁目 []、 []、譲受人は、上岡田 []、 []、令和 []年 []月の当初届出時と、権利の種類を変更したため、受理取消願が提出されましたので報告します。

議 長)

ただいまの報告第20号から第26号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了 (午後7時20分)

協議事項

農用地除外について

6月の除外案件12件について説明、意見聴取。

(質問、意見なし)

* 承認

報告事項

ありません。

連絡事項

ありません。

終 了 (午後7時40分)

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人